

# 森林伐採のときは

問い合わせ先

役場 耕地林務課 林務係  
☎(86) 1159「直通」

森林の立木を伐採するときは、3つの書類の提出が森林法で義務付けられています。

## ④「伐採造林届の添付書類」

- ①事前の「伐採造林届」②伐採完了後の「伐採に係る森林の状況報告書」③造林完了後は「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。
- ※令和5年度から①「伐採造林届」を提出する際は、④「伐採造林届の添付書類」の提出が森林法で義務付けられました。
- ・森林の位置や地域図
- ・届出者の確認書類
- ・身分証明書の写し(身分証明書の写し)
- ・土地の証明書
- ・隣接森林との境界関係書類
- ・法令の許可関係書類
- ※該当する場合のみ
- ・伐採の権原関係書類
- ※届出者が土地所有者ではない場合
- ・伐採と集材に関するチェックリスト
- ・地元関係者との協議書類

## よくある質問

Q: 伐採の位置や区域図は実測が必要?

A: 位置や地区が分かる書類であれば実測は必要ありません。

Q: 土地の証明書とは?

A: 次のいずれかの書類です。

- ・登記事項証明書
- ・固定資産税納税通知書の写し
- ・土地の売買契約書
- ・遺産分割協議書
- ・贈与契約書

Q: 届出者の本人確認書類とは?

A: 住民票や運転免許証、マイナンバーカード(表)などの写しです。

提出書類	提出期限	未提出の場合
①「伐採造林届」	伐採開始の90日から30日前	100万円以下の罰金 (法第208条)
②「伐採に係る森林の状況報告書」	伐採を完了後30日以内	30万円以下の罰金 (法第210条)
③「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」	造林を完了後30日以内	

# 救命講習を実施します

消防分遣所では、中学生以上で長島町に在住または、勤務されているかたを対象に救命講習を実施します。

急病人や交通事故などが発生した際、その場に居合わせたかたにより応急手当が速やかに実施されることで、救命できる可能性が高くなります。

普通救命講習では、心肺蘇生法、AEDの使用法、気道異物除去法などを3時間の講習で学びます。

特別な資格がなくても、誰にでも行える応急手当の正しい知識を万が一の緊急事態に備えて学んでみませんか。

## 問い合わせ先

阿久根地区消防組合 阿久根消防署  
東分遣所  
☎(86) 0119「直通」  
長島分遣所  
☎(88) 5333「直通」

○日時

7月12日(日)

午前9時から正午まで

○場所 東分遣所 2F

○受付期間

6月15日(月)から

7月5日(日)まで

○講習内容

普通救命講習Ⅰ

○受講対象

中学生以上で長島町に在住または勤務されているかた

○受講料 無料

○定員 20人程度



町消防団員が受講する様子

